

国民大運動行動報告

第031号
2019年
7月29日

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動実行委員会
〒113-8462 文京区湯島2-4-4 全労連会館内
Tel 03-5842-5611 Fax 03-5842-5620

～ 2020 年度政府予算編成にかかわる概算要求要請 ～

消費税増税は中止！ 軍事費削って 国民のいのちと暮らしを守る予算編成を！



7月26日、衆議院第2議員会館にて厚労省への要請を行う各団体代表

国民大運動実行委員会は、7月23日から26日までの4日間、2020年度各省予算編成にかかわる概算要求に向けての要請を行いました。

要請には、全労連、全商連、農民連、新婦人、全生連、全日本民医連の各団体から代表が参加し、農水省、文科省、財務省、総務省、経産省、厚労省、防衛省、内閣府、復興庁の9省庁に要請を行いました。

政府は6月21日に、予算編成の基本方針となる「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）を閣議決定しましたが、その中身は、10月からの消費税10%増税が明記され、社会保障を削減し、大軍拡、原発再稼働を進めるなど、国民生活を脅かすものとなっています。

消費税増税は中止し、軍事費を削って国民のいのちと暮らしを最優先にする予算立てを行うよう、申し入れを行いました。各省庁への要請書を以下に紹介いたします(前文は文科省以降省略)。

写真は左より、農水省で要請書を手交する農民連・笹渡会長、財務省での全商連・原運動政策局次長、防衛省での新婦人・河村中央常任委員です。



2019年7月23日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」

国民大運動実行委員会

代表世話人	全国労働組合総連合議長	小田川 義和
同	全国商工団体連合会会長	太田 義郎
同	農民運動全国連合会会長	笹渡 義夫
同	新日本婦人の会会長	笠井 貴美代
同	全国生活と健康を守る会連合会会長	安形 義弘
同	全日本民主医療機関連合会事務局長	岸本 啓介
同	日本民主青年同盟委員長	小山 農

2020年度予算編成にあたっての申し入れ

2020年度政府予算案の概算要求の取りまとめにむけて、貴省においても予算検討作業がすすめられているものと承知します。

内閣府が発表した4月の景気動向調査では、景気判断を2ヵ月連続で「悪化」としました。「2ヵ月連続悪化」は、2012年11月以来6年5ヵ月ぶりです。6月の月例経済報告でも、5月の判断である「輸出や生産に弱さが続いている」を据え置きました。また、内閣府の1月～3月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.6%増とするものの、GDPの6割を占める個人消費は0.1%減となっており、こうした経済指標を見ても、「景気後退局面」にあることは明らかです。

財務省が発表した法人企業統計調査（2019年1月～3月期）では、金融・保険業を含む資本金10億円以上の大企業の内部留保は449兆9千億円と、前年同期比で26兆円以上を上回り、史上最高となりました。大企業だけがアベノミクスの恩恵を受けていることを如実に示しています。

一方で、2008年のリーマンショック、2014年の消費税の8%増税を期に、内需は慢性的に停滞しています。

特に個人消費の停滞の背景には、国民の所得環境の悪さや雇用の劣化、国民生活の質の悪化、そして将来不安の高まりがあります。とりわけ、実質賃金は前年度比0.2%減少しており、安倍政権の5年間のうち4年間は前年割れという状態です。

「アベノミクス」によるこの6年間は、大企業や一部富裕層に恩恵をもたらしましたが、実質賃金のマイナスをはじめ、特に今春食料品を中心に増税前の「便乗値上げ」が相次ぎ、国民の生活は厳しさを増しています。こうした生活関連の価格上昇は消費者心理を直撃し、5月の消費動向調査では、消費者態度指数が前月比1.0ポイント低下の39.4%となり、8ヵ月連続で悪化しています。

政府は10月の消費税率10%引き上げを表明していますが、国民生活がこのように深刻な状況にあるなかでの消費税増税の強行は、国民生活や日本経済に深刻な影響を与えることは必至です。

経済同友会の「景気定点観測アンケート調査」（6月）では、3割が消費税増税の見送り、または慎重な判断を求めるなど、経済界においても日本経済への影響を懸念する声があがっています。

こうしたなかで発表された「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太方針)ですら、10月の消費税10%増税による需要変動の影響を想定した対策を講じる事態です。また報告では「持続可能な社会保障制度」として、社会保障費削減を提起。「就労意欲を阻害しない」と言いつつ、新たに年金支給開始時期を70歳以降にも選択できる範囲の拡大など「安心して生活できる年金」に対する国民の不安を増幅するものです。

現在の実質GDPの現状を見た場合、GDPの6割を占める個人消費の拡大や国民の将来不安を払拭しない限り、真の経済成長は望めません。

政府に対し、税制をはじめ社会保障、労働政策などをふくめ所得再配分機能の改善を強く求めるものです。

また、高額兵器の「爆買い」など軍事費の増大と9条改憲を突破口する「戦争する国づくり」の推進、「企業が世界で一番活動しやすい国づくり」にむけた生産性向上のための「働かせ方改革」をやめ、長時間労働是正と過労死根絶、「8時間働けば普通に暮らせる賃金」など、働くルールの確立とディーセントワーク実現を求めるものです。

「貧困と格差」が拡大するなか、憲法25条が保障する「生存権」にもとづき、国民のいのちと暮らしを守るために、消費税増税を(延期ではなく)中止するとともに、大企業奉仕・軍事費拡大の予算から国民のくらしや雇用、防災対策への財政転換こそ求められています。

以上の問題意識に立ち、私たちは、2020年度の予算策定にあたって、下記事項の実現について貴省に申し入れます。

記

- 1、農政の基本的方向に関し、食料自給率を向上させることを最優先すること。
- 2、「日米貿易協議(日米物品貿易協議)」での交渉内容を明らかにするとともに、交渉を中止すること。日米FTAは断固拒否すること。TPP11におけるセーフガードの基準枠、低関税輸入枠を速やかに見直すとともに、TPP11・日欧EPAから離脱すること。RCEPなどの経済連携協定は締結しないこと。
- 3、次の点を基本にした農政を実現し、そのための予算化を行うこと。
 - (1)食料・農業・農村基本計画の見直しで引き下げた45%の食料自給率目標を撤回し、50%目標を復活させ、目標達成のための工程表を明確にすること。基本計画に家族農業を据え、米をはじめ主な農産物の生産コストを償う価格保障と所得補償を組み合わせた価格・経営安定対策を確立すること。
 - (2)企業参入を優先した家族農業の締め出し政策をやめ、地域の助け合いによる新規・定年就農など、担い手確保対策を充実すること。フランスの教訓にも学びながら、政府と地方自治体、農業団体などをあげた後継者確保プロジェクトに踏み出し、“老壮青”のバランスのとれた農業にすること。
 - (3)米の需給と価格の安定に国が責任を持つ政策を確立すること。農業者戸別所得補償制度を復活させること。輸入義務のないミニマム・アクセス米を廃止するとともに、国内産米価格の低下

につながるSBS米・TPP11 国別特別枠を中止し、国産米の生産を増やすこと。

(4) 学校給食の完全米飯化の実現に向けた予算化を行うとともに、米消費拡大を推進する予算を拡充すること。中学校給食の完全実施、給食費の無償化にむけた支援措置を文部科学省に働きかけること。地場産・国産使用拡大予算の拡充を行うこと。

(5) 廃止された主要農作物種子法を復活させるとともに、都道府県が引き続き主要種子を開発し、廉価で農家に普及できるように万全な予算確保と施策を講ずること。外資に主要種子を支配させないための対策を講ずること。

(6) 2019年から10年間にわたる「家族農業の10年」がはじまり、国連が決定したグローバルアクションプラン(活動目標と活動計画)を正面から受け止めた実施計画を明確にし、そのための予算化を行うこと。

4、原発事故対策について

(1) 賠償の打ち切りを行なわないこと。東京電力に、加害者責任を明確にさせるとともに、原発事故がなかったら得られた収入、及び、発生しなかったであろう経費の全てを全面的に速やかに賠償するよう指導すること。

(2) 農地一筆ごとの実測による土壌汚染マップを作成し、作物の栽培への活用と農作業による被曝を避けるために、農家に周知徹底すること。汚染農地で働かざるをえない農家の健康調査と条件不利地域としての補償を行うこと。

(3) 農畜産物・水産物などの放射能汚染を検査する体制を抜本的に強化し、消費者の不安を解消すること。2020年産以降も継続するよう福島県を指導すること。また、民間の自主的な検査に対する助成制度を確立すること。

(4) 賠償金を非課税とするよう財務省に働きかけること。

(5) 各地で計画されている汚染土の再生利用は、住民生活と農業生産に影響をもたらすものであり、中止すること。

5、災害について

連続的に豪雨被害を受けた地域があるように、この数年、従来の想定をこえた災害が頻発している。こうした異常気象に対応した新たな救済制度の構築を行うこと。今後、豪雨災害がどこで発生してもおかしくない状況にあり、南海トラフや首都圏地震の発生も懸念されている。こうした大規模災害に備えた主要食糧の備蓄制度を充実させること。

6、農業次世代人材投資事業について

(1) 農業次世代人材投資事業(準備型)の農の雇用事業への一本化を撤回し、先進農家等での研修を準備型で希望する者を制限することなく、受け入れられるようにすること。

(2) 「営利を目的とする農業経営」を研修先から排除せず、研修内容・カリキュラム・受け入れ体制等で総合判断し、引き続き研修場所として認定すること。

(3) 来年度予算を増額すること。今年度に不足する都道府県に対しては、希望者が断念するよ

うなことがないよう対応すること。

以 上

2019年7月24日

文部科学大臣 柴山 昌彦 殿

記

1. ゆきとどいた教育の実現のため、教育予算を大幅に増額すること。国の責任で、小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を実現させること。当面、35人学級を小学校・中学校すべてにおいて実施すること。
2. 憲法・子どもの権利条約や「無償教育の漸進的な導入」を定めた国際人権規約（社会権規約）第13条2項もふまえ、子どもたちの教育を受ける権利を憲法で保障する国の責務として教育費無償化をすすめること。

公立小学校・中学校・高等学校の学校納付金（給食費、教材費など）を無償にするとともに、高校での教科書を無償給付するための財政措置をおこなうこと。

「高等学校等就学支援金」への所得制限を撤廃し、公立高校の授業料を不徴収に戻すこと。私立高校の実質無償化を実現するため、就学支援金を増額し、私学助成を拡充すること。

大学について、当面、国立大学の授業料を引き下げるとともに、私立大学の授業料の減免への支援策を拡充すること。

高校生・大学生などに対する給付奨学金制度を拡充すること。日本学生支援機構奨学金の無利子枠を大幅に拡充するための財政措置をおこなうこと。
3. 貧困と格差・不況から子どもたちの教育を受ける権利を守るため、義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。高校生にも、就学援助制度を創設すること。経済的理由で入学、進学、卒業ができない生徒をなくすために、無利子・無保証人の融資制度などの就学支援制度を創設すること。
4. 教職員の慢性的な超過勤務と健康破壊を解消し、ゆきとどいた教育をすすめるために正規教職員を増やすこと。義務および高校標準法を改正し教職員定数を改善すること。
5. 全国一斉学力テスト、教員免許更新制のための予算を計上しないこと。
6. 災害復興・防災・減災のための十分な教育予算措置を講じること。学校施設のブロック塀等を含む非構造部材の耐震化予算を増額すること。
7. 東京電力福島第一原発事故をはじめ原子力災害による被害から、子どもたちを守るための予算を増額すること。

- 8 . 高等教育予算をOECD諸国並に引き上げ、大学予算を大幅に増やすこと。大学の日常的運営に必要な経費（基盤的経費）の増額、基礎研究支援の拡充をはかること。
- 9 . 大学医学部定員を削減しないこと。今後の医学部定員についての考え方を示すこと。文科省の責任において大学入試における公正な入学試験を担保すること。地域枠学生の卒業後の進路については、憲法に保証された職業選択や居住地選択の自由に抵触するようなことのないように、実態の掌握と指導を行うこと。
- 10 . 特別支援学校の「設置基準」を早急に策定すること。また特別支援学級の編制標準を6人とする事
- 11 . 原子力損害の判定等に関する中間指針については、この間の地裁判決等で明らかのように不十分であることから、早急に見直しを行うこと。
- 12 . 近年、真夏日や猛暑日が多くなり、学校施設内での熱中症による事故が起きている。子ども・教職員の健康と安全のために、すべての公立学校施設への空調（冷房）設備とWBGT（暑さ指数）計の設置を早急に行うこと。
- 13 . 地方における社会教育行政の首長部局移管（補助執行を含む）など、教育委員会を社会教育の目的から逸脱させないこと。博物館、図書館、公民館等の公立社会教育施設が教育機関であることをあらためて明確にし、首長部局に移管させないこと。

以 上

2019年7月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

記

- 1、日米地位協定上も負担義務のない在日米軍のための「思いやり予算」廃止をはじめ、軍事費を大幅に削減し、医療・福祉・教育・防災など国民生活優先の予算配分を行うこと。特に、埋め立て費用だけで当初予算の10倍と試算される沖縄県辺野古での米軍新基地建設は、直ちに中止すること。「成長戦略」に名をかりた不要不急の大型公共事業へのムダ遣いをやめること。
- 2、10月からの消費税率10%への増税は、中止すること。消費税率を引き下げ、複数税率制度とインボイス制度は実施せず、廃止すること。富裕層への課税を強め、勤労国民、年金生活者など低所得者への減税を恒久的に実施すること。

- 3、大企業への法人税減税を行わないこと。また、中小企業に対する外形標準課税の拡大を行わないこと。大企業優遇の不公正税制をあらため、応能負担を原則とする税制を確立すること。大企業の膨大な内部留保の社会的還元へむけた方策をとること。法人税率は累進課税とし、大企業に対する課税率を引き上げること。政党助成金は廃止すること。タックスヘイブンによる不当な税逃れを許さず、国際的規制を強化し、適正な課税を実現すること。
- 4、中小企業憲章にもとづき、1兆円を目標に中小企業予算を増額し、当面3倍化すること。中小企業むけの官公需発注比率を引き上げるとともに、学校耐震化をはじめ、防災、環境、福祉などの生活密着型の公共事業に重点化すること。賃金引上げを行う中小企業の社会保険料負担の軽減策を実施すること。
- 5、教育予算をOECD（経済協力開発機構）加盟諸国の公的財政支出並みに増額し、国民の教育費負担を大幅に軽減すること。
国の責任で30人以下学級を推進し、小・中学校全学年の35人学級をただちに実施するための予算を保障すること。「高等学校等就学支援金」の所得制限をなくして、不徴収に戻すこと。私立高校への就学支援金を大幅に増額し、私学助成を拡充すること。消費税増税による財源に頼らず、大学の学費を引き下げ、給付奨学金事業を拡充すること。
- 6、国民のくらしといのちを壊すTPP11・日欧EPAから離脱すること。国の経済主権を脅かす二国間または地域間の貿易交渉は行わず、日米FTA交渉は中止し、国内産業、農業・林業・水産業、地場産業の振興をはかること。食料自給率を向上させるための農業予算を拡充すること。廃止された米の直接支払交付金（7500円/10a）を復活させるとともに、政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策を確立すること。
- 7、大幅増員をはじめ、行政需要に見合った体制の確保など、公務・公共サービスを拡充するために必要な予算を措置すること。また、恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員を常勤化・定員化するための予算を確保すること。
- 8、雇用と年金の確実な接続をはかるため、給与水準を下げることなく公務員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げるために必要な予算措置を講じるとともに、希望者全員のフルタイムでの再任用を保障するための予算を確保すること。

以上

2019年7月25日

総務大臣 石田 真敏 殿

記

- 1、大震災、原発事故、大型台風など災害による被災者の生活再建、被災地の復興について
 - (1) 大震災、原発事故、大型台風など災害による被災者の救援と生活再建、被災地の復興にあたって、地方自治体が「住民の福祉の増進を図る」役割を發揮できるように、国は縦割り行政の弊害を排し、各府省との調整を図りつつ、総合的に地方自治体を支援すること。
 - (2) 震災をはじめ、豪雨災害などの復旧復興を担う自治体職員の増員と健康対策を図ること。
 - (3) 被災自治体における職員の採用と、派遣職員の受け入れに係る費用を全額国が負担する震災復興特別交付税を2019年度以降も復興が完了するまで継続し、拡充すること。

- 2、公務員の賃金労働条件の改善等、労働基本権回復について
 - (1) 地方自治体で働く臨時・非常勤職員の労働条件改善に向けて、国として財政措置を行うこと。「任期の定めのない短時間勤務職員」の制度化など、法制度の改善を行うこと。
 - (2) 会計年度任用職員制度の導入に当たり、給料（報酬）・諸手当が確実に支給されるように必要な地方財源を保障し、その内容を早急に示すこと。現行の臨時・非常勤職員の賃金労働条件を後退させることなく、正規職員との均等待遇に基づく特別休暇、健康診断、安全教育や福利厚生の改善を図ること。

- 3、地方自治制度、地方財政について
 - (1) 国の役割を外交、防衛等に限定し、ナショナルミニマム保障の責任を後退させ、地方自治を空洞化して、地域間格差を拡大する「道州制」を導入しないこと。「地方創生」の名のもとに、地域や自治体の公務公共サービスを統合する施策をおしつけないこと。
 - (2) 「コンパクト化」「ネットワーク化」の名のもとに、公共サービスや居住機能を特定の都市部に集約することは行わず、国民が全国のどこに住んでいても憲法が定める健康で文化的な生活が営めるように、ナショナルミニマムを保障すること。
 - (3) 地方自治体への事務・権限移譲にあたっては、地方自治体が自主的にその規模と権能を決め、地域の実態に即して、住民福祉の増進を図ることができるようにすること。
事務・権限移譲に伴う人員、財源が地方自治体において確保されるようにすること。
 - (4) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ことができるように、国の責任と負担で財源を確保すること。国が地方に介入して「行革」をおしつける地方交付税への「トップランナー方式」を廃止すること。国が国民の基本的な人権を保障するナショナルミニマムを支えるために支出している国庫補助負担金は、存続・充実させること。

- 4、緊急災害時などでの安全・確実な通信確保のため、政府として以下の対策を講ずること
 - (1) 緊急災害時における公共施設（避難所を含む）・機関などでの通信確保は、災害復旧にあたって必須事項であり、自治体への支援も含めて対策を講ずること。
 - (2) ユニバーサルサービスを担うNTTに対して、災害に強い通信網・システムの構築、緊急時の主要な通信手段である公衆電話の公共施設、避難場所・施設への設置・増設、公衆電話を有効利用できるように各自治体と連携し「公衆電話マップ」を活用した防災マップの作成、公衆電話の通話料金引き下げと緊急・災害時の無料開放などについて働きかけるとともに、協力援助体制をとること。
 - (3) 緊急災害時における安全・確実な通信の確保や労働者の安定雇用のために、ユニバーサルサービス

制度に基づくNTT東・西日本への年7%経営効率化義務付けを直ちにやめること。

5、個人番号制度および個人情報保護について

(1) マイナンバー制度の廃止を内閣府に働きかけること。

(2) 当面、運用について、下記の点を改善すること

「給与支払報告書」など住民税関係の法定資料において、マイナンバーが不記載でも関係部署は書類を受け取り、市民や従業員、事業者に記載を強要しないこと。

情報漏えいを誘発する「個人番号カード」の利用拡大をやめること。「個人番号カード」の不当な民間利用を防止するため監視・指導を強めること。

個人情報保護を強化するための施策を図り、コンピューターシステムからの漏えい防止策が万全でない限りは、マイナンバー制度の運用を直ちに中止すること。

マイナンバーカードと民間企業や自治体が付与するポイントを結び付けるサービス連携をはじめ、携帯電話へのマイナンバーカード機能の搭載、生体認証システムとの連携、企業や自治体職員の身分証明としての利用強要など、個人番号の利用拡大は、個人情報漏えいのリスクが高まり、なりすまし被害の拡大などにつながるので、行わないこと。

(3) 自衛隊員の募集についての協力は、地方自治体に課せられた義務ではないことを明確にするとともに、地方自治体に対して防衛省など他の機関、組織に、本人の承諾なく住民基本台帳等のデータの提供を行わないよう助言や指示を徹底すること。

6、地方税の徴収について

(1) 「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」にある「滞納者の個別・具体的な事情を十分に把握した上で、適切な執行に努め」ることについて、全自治体に周知徹底し、滞納者の実態に寄り添い、生活再建を第一に考えて対応すること。

(2) 平成29年度中の申請による換価の猶予は、都道府県で158件、全国の市区町村で4,959件にとどまっている（総務省調べ）。一方で、国税は平成29年7月からの一年間で40,723件も許可されている（国税庁調べ）。納税者に制度の周知をはかり、全国の自治体に活用を促すこと。

(3) 「地方税滞納整理機構」は、分納中や納付相談中の納税者に対して、一括納付を迫るなど、納税者の営業や暮らしの実態を無視した強権的な徴収を行っている。自治体の監督責任を明確にし、一方的な「機構送り」をやめること。「地方税滞納整理機構」の不当な徴収実態を把握し、納税緩和措置の適用を積極的に行うこと。

以上

2019年7月26日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

記

- 1、中小企業対策予算を大幅増額して、総力をあげて地域における中小企業の仕事づくりと地域経済振興を支援すること。小企業・家族経営に焦点を当てた振興策を抜本的に拡充すること。そのために、対策費を1兆円程度まで思い切って増やすこと。
- 2、10月からの消費税率引き上げは中止し、税率を5%に戻すこと。複数税率とインボイス制度は実施しないよう、貴省として内閣に申し入れること。免税点3,000万円への引き上げ、簡易課税制度の拡大など、納税義務者＝中小業者の負担軽減を関係省庁に求めること。法人税は累進税率とし、大企業に応分の負担を求めること。中小企業への外形標準課税は導入しないよう求めること。
- 3、中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導すること。信用保証の部分保証化は止め、中小企業向けはすべて100%保証を実施すること。「セーフティネット5号保証」の100%保証と全業種適用を復活すること。
- 4、コスト増分価格転嫁を阻害する行為に対する監督指導を強化すること。買い叩きなど下請けいじめの防止や不当廉売の防止など公正取引の確立に向け、独占禁止法と下請二法の抜本改正を行うこと。コンビニなどフランチャイズ契約によるオーナーへの不平等な取り扱いを是正するFC契約法を制定すること。
- 5、中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行うこと。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、自治体による公契約条例の制定に向けて支援すること。
- 6、最低賃金引き上げ、地域間格差をなくすためにも、公正取引の確立と中小企業の人件費負担を軽減する直接支援を導入すること。中小事業所の社会保険料負担を引き下げること。
- 7、各自治体での中小企業振興基本条例及び小規模企業振興基本条例の制定を促進し、中小企業基本法を抜本改正すること。小規模企業振興基本法に基づく自治体の小規模企業振興基本計画を支援する予算措置を国として講じること。
- 8、地方創生の「地方版総合戦略」は、自治体の主体性を大事にし、公平に支援すること。
- 9、太陽光、風力、小型水力、地熱など再生可能エネルギーの開発・利用について、中小企業者の取り組みがすすむように抜本的な支援を強めること。原発の再稼働と輸出はしないこと。
- 10、小規模事業者持続化補助金の予算を大幅に増額するとともに、審査の透明化を図ること。
- 11、震災や風水害などの被災事業者に対する直接支援制度を創設・拡充すること。被災地での中小企業グループ補助金制度を拡充し、営業再建をめざす事業者の進捗に応じた切れ目のない支援が行き届くようにすること。書類と手続きを簡素化すること。二重ローン問題の迅速な解決へ、金融機関が実情をふまえて既往債務の減免に応じるよう要請を強めること。阪神・淡路大震災などによる震災融資について、誠実に返済してきた被災者への債務免除を制度化すること。

2019年7月26日

厚生労働大臣 根本 匠 殿

記

- 1、社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度の改悪はおこなわず、社会保障予算を大幅に増額すること。
- 2、「地域医療構想」の策定で病床数の削減を都道府県に押しつけるのではなく、必要な病床数の確保、地域における安全・安心の医療体制を確保すること。医療費削減を目的とした「医療費適正化計画」の作成を都道府県に義務付けないこと。「達成」できなかった場合の罰則は行わないこと。診療報酬による病床削減、及び病床機能再編はやめること。
- 3、入院給食の自己負担額大幅引き上げと、紹介状なしの大病院受診の高額負担の義務化はやめること。混合診療の拡大につながる「患者申出療養制度」は廃止すること。
- 4、国と自治体の責任で医師・看護師をはじめ医療従事者を増やすこと。
- 5、運営が困難に陥っている国民健康保険の国庫負担率を引き上げ、当面医療費の45%に戻すことなど、国の責任で国保運営の改善を図ること。保険料(税)未納者に対する制裁としての「短期保険証」「資格証明書」の発行を直ちに中止し、すべての対象者に正規の保険証を交付すること。市町村の自治権を尊重し、一般会計法定外繰入や保険料決定の権限を侵害しないこと。保険者努力制度などによって法定外繰入に対する国庫助成の削減をしないこと。都道府県化にともなう都道府県単位の保険料統一を行わないこと。
生存権を脅かす差し押さえをやめ、差し押さえを助長する、自治体への交付金制度を廃止すること。国庫支出による無料の子ども医療制度を創設すること。少なくとも当面、国庫支出で子どもの均等割分を廃止・縮小すること。
- 6、妊婦加算は患者負担を増やすことのないように、国の責任で無料とすること。
- 7、妊産婦医療費無料制度を創設すること
- 8、「医療を年齢で差別する」後期高齢者医療制度は直ちに廃止すること。諸外国に比較して高すぎる医療費の窓口負担の軽減を図ること。19年度に行われた保険料軽減措置の廃止・縮小は中止し、従来通りの軽減措置を行うこと。具体的には、現役世代は、社保、国保とも3割から2割へ、18歳未満の子どもの医療費は無料、高齢者は、65～74歳は1割、75歳以上の高齢者は無料にすること。

9、長年の懸案である年金の毎月支給を来年度から必ず実施すること。当面、来年度は13ヶ月の支給になるので、その1ヶ月分を財源化しよう財務省に強く要求すること。

年金生活者支援給付金の件、(1)消費税増税10%が実現しなくとも、ただちに実施すること。(2)保険料の納入要件(40年納入で最高月額5千円)を取り外し、該当者全員に一律に5000円を支給すること。また、無年金者約26万人にも支給すること。

年金の実質的価値を下げ続ける『マクロ経済スライド』は廃止すること。全額国庫負担による『最低保障年金制度』を是非とも実現すること。年金積立金については、GPIFによる国内外への株式投資をあらため、国内債券中心の安定運用を行い、年金保険料軽減、年金給付増額等のために使うこと。

10、生活保護制度の改悪をやめ、国民の生存権を国の責任で保障するため、生活扶助基準を2012年の基準かそれ以上に引き上げ、廃止された「老齢加算」を復活すること。「住宅扶助」、「冬季加算」を引き上げること。生活保護法改悪による「払いすぎた保護費」の天引きによる返還や、後発医薬品(ジェネリック)の使用を強要しないこと。生活保護が、権利としての制度であることを広報し、捕捉率を高めること。生活保護基準の10月からの引き下げを中止すること。当事者の事情を配慮せず、扶養の強要や一方的な就労指導などの人権侵害を是正する措置をとること。

11、在宅や施設で必要な介護を受けられるよう、国の責任で介護制度を抜本的に拡充すること。そのために、介護報酬単価を引き上げること。国庫負担を大幅に増やして保険料・利用料の軽減をはかること。要支援・要介護1・要介護2を介護保険から切り離し、市町村に丸投げする「総合事業」は止め、すべての高齢者が介護保険で必要な介護を受けられるようにすること。生活援助(訪問介護)の利用回数を制限しないこと。施設を整備して入所待機者を解消すること。全産業平均との賃金格差の解消や職員配置基準の改善など、国の責任で介護施設職員の処遇を抜本的に改善すること。ケアプランの有料化、利用料の引き上げなど、サービス利用に困難をもたらす制度見直しの検討を行わないこと。

12、待機児童の解消は、国・自治体の責任で公的認可保育所の増設を基本に行うこと。幼児教育・保育の無償化は、0~2歳児も対象とし、副食費も助成の対象とすること。公立施設も無償化の費用は国が負担すること。対象施設は、国の指導監督基準を満たしていることを最低限の条件とすること。自治体が独自に手厚くしてきた認可保育所の保育士の配置基準・面積基準を国基準に切り下げ、子どもを詰め込む規制緩和はやめること。子どもたちの安全な散歩を保障できるよう、保育士の安全基準を見直し、保育所最低基準を引き上げ、それに見合う財政保障を行うこと。

13、障害者福祉サービスをはじめ、必要な支援を無料で利用できるようにすること。65才以上の「介護保険優先原則」をただちに廃止し、利用者本人が選択できるようにすること。障害者差別禁止法を実効あるものにするための必要な措置を執ること。

14、実効ある福祉人材確保対策をただちに行うこと。全額国庫負担で、介護・福祉・保育の現場で働く労働者の賃金・労働条件を大幅に改善すること。すべての社会福祉法人の職員が加盟できるように、退職共済制度を改善すること。

- 15、公的医療制度を破壊し、医療の格差を拡大するＴＰＰから離脱すること。
- 16、被災地の医療・介護の一部負担金免除について、国の全額負担をおこなうこと。
- 17、中小事業所とそこで働く労働者の社会保険料負担を引き下げること。小規模企業振興基本法制定時の附帯決議に基づき、小規模事業者に対する社会保険料負担軽減に効果的な支援策を速やかに講ずること。社会保険料率の引き下げと、減免制度を確立すること。社会保険料の延滞金を引き下げるとともに、分割納付中、及び雇用調整助成金を活用している事業者には延滞金を課さないこと。すべての下請事業者には法定福利費分を上乗せした単価が保障されるよう、建設業法や下請代金支払遅延等防止法など関係法令に基づいて取引適正化を進めること。災害や経営不振などで社会保険料が納められない場合、納付の猶予や換価の猶予などを適用し、事業者の経営再建を支援すること。滞納していた保険料を完納した場合の延滞金について、「滞納処分の執行停止」の適用要件を満たす場合は、積極的に適用すること。
- 18、国保、年金、社会保険の各種届出や申請手続きにおいて、個人番号の記載を強要しないこと。
- 19、医師の地域偏在、科別偏在の是正、医師労働の改善のためにも、医師数をOECD平均まで増員すること。今後の医師数の見通し、地域偏在解消・科別偏在解消の見通し、医師労働の改善の見通しについて明らかにすること。
- 20、新専門医制度に関連して、地域偏在や科別偏在の是正策として持ち出されたシーリング制度について、その影響について把握し、地域医療への問題があらたに引き起こされることのないように対策を講じること。
- 21、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、安定した年金業務実施体制を確保すること。
- 22、2010年の「雇用戦略対話」合意をふまえ、すべての職場から「時給1000円未満」で働く労働者を直ちになくすこと。そのために、公正取引の確立と中小企業の賃上げへの直接支援など、中小企業支援策の拡充をはかること。
- 23、都市部への人口流失による地域経済の疲弊に歯止めをかけ、拡大する地域間格差の解消にむけ、全国一律最低賃金制度を早急に実現すること。
- 24、改正労働契約法第18条の「無期転換ルール」の周知徹底と不合理な雇い止めなどが行われないよう、監督・指導を強化すること。また改正労働者派遣法の「派遣3年ルール」の趣旨についての周知徹底と派遣労働者保護の強化をはかること。
- 25、移住労働者の人権を尊重し、安心して働ける労働環境の整備などを行うこと。

- (1) 技能実習生受け入れ事業所の7割で、労働基準法違反が起きている。移住労働者の人権と労働者保護にむけた施策を早急に講じること。
- (2) 「特定技能」で受け入れる業種・分野の拡大は慎重に行うこと。受け入れ業種・企業に対し、法令順守への指導・監督を強化すること。
- 26、ILO第108回総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約の早期批准と条約内容をふまえた国内法整備を行うこと。
- 27、企業のリストラ促進のための労働移動助成金ではなく、企業存続、雇用維持のための雇用調整助成金等の増額をはかること。
- 28、高齢者雇用安定法に定める「高年齢者雇用確保措置」に基づき、希望する者全員の65歳までの雇用実現にむけ、監督・指導の強化をはかること。
- 29、いま論議されている「賃金等請求権の消滅時効の在り方」については、改正民法166条に定める「権利を行使することができることを知った時から5年」または「権利を行使することができる時から10年」に統一すること。
- 30、検討会で議論されている「解雇の金銭解決制度」については撤回すること。
- 31、医師の働き方の是正にあたっては、過労死水準を超えたB水準やC水準について再考すること。同時に、働き方改革によって地域医療や医療機関の経営に深刻な影響を与えることのないように配慮し、改革財源についても診療報酬とは別に個別の医療機関への手当も含めた十分な保障を行うこと。
- 32、過労死問題やブラック企業対策にむけて、労働基準監督官の増員及び監督強化など、国・自治体における労働行政を充実・強化すること。

以上

2019年7月26日

防衛大臣 岩屋 毅 殿

記

1. 5年間で27兆円超規模の予算支出をともなう中期防衛力整備計画を中止し、軍事費を大幅に削減すること。
2. 米軍への「思いやり」予算は全額廃止すること。米海兵隊のグアム移転にかかわる日本側の経費負担は行なわないこと。

3. 米朝会談による朝鮮半島情勢の新たな変化のもとで、「ミサイル防衛」と称して「イージス・アショア」の国内配備およびF 35ステレス戦闘機など、敵基地攻撃能力を高める装備品などの導入・検討は即時中止すること。
4. 普天間基地を無条件で即時撤去すること。名護市辺野古への新基地移設にむけた土砂投入の即時中止と建設計画を白紙撤回すること。住民運動への過剰な監視はやめること。
5. 事故等が絶えない欠陥機オスプレイの自衛隊配備をやめること。また、近隣住民の不安解消のためにもオスプレイを使った日米共同訓練はおこなわないこと。
6. 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」を真摯に受け止め、日米地位協定を緊急かつ抜本的に改定すること。
7. 地方自治体が保有する住民情報を軍事目的のために使用しないこと。住民基本台帳の適齢者等のデータ提出要請をやめること。

以上

2019年7月26日

内閣府特命担当大臣 片山 さつき 殿

内閣府特命担当大臣 山本 順三 殿

内閣府特命担当大臣 宮腰 光寛 殿

復興大臣 渡辺 博道 殿

記

1. 国は憲法に基づき、国民が全国のどこに住んでいても「健康で文化的な最低限度の生活（憲法 25 条）が営めるように、ナショナルミニマムを確保すること。
2. 被災者生活再建支援制度を抜本改善すること。
 - (1) 当面、支援金上限を直ちに500万円に引き上げるとともに、半壊や一部損壊も支給対象とすること。
 - (2) 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居等にかかる負担軽減を行うなど、個々の実情にあわせた総合的な居住確保の支援策を検討すること。

3 . 2021年度以降の復興財源や復興庁廃止後の後継組織のあり方などについて、具体化を早期に講じること。

4 . 国家戦略特区/真珠養殖の規制緩和を検討する特区ワーキンググループ会合の一部が、非公開であることが明らかにされた。これはこの間の「森友・加計」問題などの批判をふまえ、求められる透明性向上に逆行し、情報隠蔽を正当化するものである。改めて、透明性向上への努力と会議の議事公開ルールの明文化をはかること。

5 . 「地方創生」に関わる交付金は、地方自治体の意見等を十分に踏まえ、自由度の高い内容とすること。居住機能や公共施設等の「集約化」など、国が行おうとする特定の施策を誘導する手段としないこと。また、「地域の連携」や「広域化」「圏域化」「中枢中核都市」などにより、特定の都市に居住機能や公共施設を集中させて周辺地域を統合する施策は、周辺地域を衰退させるだけでなく、地域全体の衰退をもたらすものであることから、実施しないこと。

6 . 待機児童の解消と安全で安心できる保育のために、認可保育所の保育士の全産業平均との賃金格差の解消や職員配置基準の改善など、国の責任で保育所職員の処遇を抜本的に改善すること。

幼児教育・保育の無償化は、0～2歳児も対象とし、副食費も助成の対象とすること。公立施設も無償化の費用は国が負担すること。対象施設は、国の指導監督基準を満たしていることを最低限の条件とすること。

7 . 公務員の賃金労働条件の改善等、労働基本権回復について

(1) 慢性的な長時間残業と不払い残業を根絶するために、職員抑制施策を改め、公務員が「全体の牽引者」として職務に専念できるよう賃金労働条件の改善及び、人員の確保を図ること。

(2) 国家公務員、地方公務員の労働基本権を回復し、憲法とILO勧告に基づく民主的な公務員制度を確立すること。

(3) 消防職員について、消防職員委員会制度をやめ、団結権および協約締結権を早期に回復すること。

(4) 「雇用と年金の接続」を図る公務員の高齢期雇用については、再任用制度の拡充に止めることなく、

2011年に出された人事院の意見の申出にそって、定年延長を基本とする制度を早期に示し、労働組合と協議すること。

以上